

平成30年度 社会福祉法人愛誠会 事業計画

平成29年4月の改正社会福祉法本格施行を受けて、当法人においても定款の変更など必要な対応を図ってきました。

今般の諸改革では、社会福祉法人が非営利法人としてふさわしいガバナンスと高い透明性を備え、自律的な法人経営に取り組み、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献することが求められております。

また、国において地域共生社会の実現に向けて諸施策が展開されているなか、社会福祉法人はその中核的役割を果たしていく必要があります。

平成30年度は、3年に一度改正される介護と障害福祉サービスの報酬改定の年でもあります。改定率は介護報酬は平均プラス0.54%、障害福祉サービス報酬が平均プラス0.47%との微増となっていますが、新たに創設される加算により評価される仕組みとなっております。

また、国の報酬改定にあわせ、むかわ町においても「第7期介護保険事業計画」、「第5期障がい福祉計画」のスタートの年でもあります。

第7期介護保険事業計画では「高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる町づくり」を、第5期障がい福祉計画では「障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり」を主要なテーマとして取組んでいくこととなっています。法人としては両計画の実現に向けて町とも連携を密に住民福祉の向上に寄与してまいります。

法人運営の基本となる利用者様の安定的な確保のためには、担い手となる職員確保が最大の課題であります。職員募集に関しては今年度から新たに派遣会社や有料の職業紹介所、インターネットによる求人、更には外国人労働者の雇用についても積極的に取り組んでまいります。

また、人材不足を補完する面からも介護ロボットなどの活用も検討していきます。

社会福祉法人を取り巻く環境は変化が著しく、少子高齢化の進展に伴う地域における様々な福祉サービスのきめ細やかな対応が求められております。これらサービス向上に日々努めるためにも経営の健全化が不可欠であります。平成28年度決算では黒字に転じたものの今後とも非常に厳しい運営が予想されます。しかし、社会福祉法人に課された使命でもあります利用者本位の理念を基に、健全経営を目指し利用者の確保、施設の再生産投資や新たな地域ニーズの対応、質の高い人材確保を課題に取り組んでまいります。

I 経営理念の具現化

「私たちは 人間としての尊厳と 社会連帯の思想を基本理念とし 利用者に愛され 誠実を旨とし 信頼される事業者として 先駆性独自性を発揮し 期待を超える福祉サービスを提供することで 社会に貢献する」

II 経営の基本方針

(1) 健全経営の実現

安定した収入の確保に努め、可能な限り支出を賄い得るよう工夫し、無駄を無くし、効

率化を図り、健全な経営を確立します。

(2) 地域との連携

地域包括ケアシステムの実現のため、行政や地域住民並びにその自発的な活動団体等との連携及び交流を通して、地域福祉サービスの拠点として、満足、安心、信頼で結ばれる社会福祉施設、福祉サービス事業の運営を実現する。また、災害に備えた取り組みを構築します。

(3) サービスの質の向上

利用者様本位のサービスの提供を実現するため、業務の標準化を図るとともに、それを最低の基準として、職員のレベルアップと質の向上を、職務を通じて実現します。

(4) 責任と権限の明確化

組織として事業運営を実践しているという原点にたちかえり、職員各自の組織上の役割、責任、権限を明確にして、組織一体となって業務の遂行にあたります。

(5) 働きやすい職場環境

法令を遵守し、誇りをもって働きやすい快適な職場環境づくりに努めます。

III 中・長期を見据えた取り組み

現在、法人が抱える様々な課題について、中・長期の展望に立ち運営の安定化を目指します。

(1) 特別養護老人ホーム愛誠園の施設整備の検討

- ・ 築42年を経過した施設建物については改築等が喫緊の大きな課題となっています。昨年度は北海道の施設整備方針や補助制度・借入金など様々な観点から検討してきましたが、事業を実施するにあたり多額の自己資金を必要とします。そのため、むかわ町及びむかわ町議会に主旨を説明し陳情したところであります。実施時期は、第8期介護保険事業計画期間を目標にむかわ町や北海道とも協議を行います。なお、施設の規模や形態に関しては、愛誠園改築検討委員会の中で検討を継続します。

(2) 社会生活上のハンディキャップを有する方々の就労の場と安定した収入の確保

- ・ 障がいを持った方々が、地域で安心して働くことができ、安定した就労収入が確保できる就労の場を構築します。
- ・ 老朽化が著しい生産活動の場（富内敷地内の作業場）は、対象利用者様等の生産活動実態を分析し、それに見合った施設の改修を検討します。

(3) 標準化されたサービスの提供とサービス評価システムの構築

- ・ 利用者様の立場から要求されるサービス水準の維持と、第三者評価等を含めた新たな評価システムに対応できるサービス体系の構築をします。
- ・ サービス提供マニュアル等の基準を整備します。

(4) 人事管理・職員処遇システムの構築

- ・ 人事考課システムの導入に向けた情報収集を行い、実施に向けて検討していきます。
- ・ 職場環境や労使関係に関する新たな法整備への対応と、諸規程類の整備を図ります。
- ・ 質の高い人材の確保によりサービスの向上を図ります。

IV 重点課題

平成30年度の重点課題を次のとおり定め実践する。

(1) 経営全般

- ・ 経営の効率化・安定のためには、法人全体でトータルとして採算をとることが不可欠であります。更なる効率的且つ一体的な法人経営を追求するため、昨年度から法人本部事務局が作成した月別運営状況を幹部職員を中心に毎月定例的に確認し、合理的で無駄のない運営を目指しています。また、これをもとに各事業所で収支の改善に取り組んでいきます。

(2) 人事・労務管理

- ・ 職員の募集・確保のため、修学資金貸付制度の推進、関係機関（ハローワーク他）や高校・介護学校・大学等との情報交換等を強化していきます。
- ・ 人材派遣会社、有料の職業紹介所やインターネットによる求人、外国人労働者の雇用を検討します。
- ・ 介護報酬や障がい福祉サービス等による加算を原資とした処遇改善手当を、介護職員や支援員に継続して支給します。
- ・ キャリアパス等級に応じた給与体系の見直しを図ります。（職務手当の創設）
- ・ 人事考課システムの導入に向けて、人事考課検討委員会で検討を継続します。
- ・ 法人間での交流研修などを通じて、資質の向上を図ります。
- ・ 業務改善など職員からの積極的提案を受け入れ、それに対する報奨制度を検討します。

(3) 事業運営関連

- ・ 利用者様本位のサービス提供を実現するため、業務の標準化を図ります。
- ・ 事業所ごとに更なる財政の健全化を図り、収益の向上に努めます。
- ・ 一般町民や小・中・高生に対しボランティアを受け入れるとともに職場体験を通して利用者様と交流を促進する。このことにより、当施設への理解を助け、ボランティア育成の場として積極的に受け入れを行います。
- ・ 利用実績の向上にむけ、各事業所ともに市町村、包括支援センター（居宅介護支援事業所）や相談事業所等への訪問を行い対策を講じます。
- ・ 穂別地区に在住の高齢者や障がい者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対し、福祉輸送サービス（福祉有償運送事業）の充実を図ります。
- ・ 鶴川地域における障がい者等の支援及び交流の場として、「むかわ夢風船」の販売向上及び利用者確保対策を継続実施し、経営の安定化を図ります。

(4) 施設整備関連

- ・ 愛誠園の施設整備について、これからの利用見込みや経営収支等を詳細に分析し、町の第8期介護保険事業計画に反映させるべく関係機関等との協議を行うなどして、愛誠園改築検討委員会で継続して取り組んでいきます。
- ・ ほべつ誠光、ほべつ誠和の調理業務について、施設の一体化を実施した場合の業務の省力化と効率化精査し実施を検討します。

(5) 生産事業関連

- ・ ほべつ誠和における、生産活動（印刷、農産、クリーニング、軍手）の安定と生産拡大を図り、収益率の向上に努めます。
- ・ 就労継続支援事業（緑竜アペラス）における、椎茸の菌床製造及び生産の安定化により収益率の向上に努めます。
- ・ 就労継続支援事業（ほべつ夢風船）における、パンの販売の安定と、顧客の確保に努めます。

- ・ 苫小牧広域森林組合との連携により、木質ペレット生産業務委託における、利用者の継続した就労の場の確保に努めます。
- ・ 就労継続支援事業（むかわ夢風船）における、パンの製造及び販路の拡大に努めると共に顧客のニーズに沿った新製品の開発を更に進めます。
- ・ 国の出先機関、道の出先事務所、市町村による障がい者就労施設等からの物品調達制度のP・R、普及に努めます。

(6) むかわ町移動支援事業の受託運営

- ・ むかわ町及び関係機関との連携により、体制を勘案し地域障がい者福祉の増進に寄与します。

V 研修計画

計画月	研 修 名	主 催	開催地	日数	受講職種	人数	
5月	全道施設長セミナー	道知的協会	札幌市	2日	施設長	2名	
	福祉専門職のためのキャリアアップ研修	道社協	札幌市	2日	介護職員	1名	
	ユニットリーダー研修	道社協	札幌市	3日	介護職員	1名	
6月	介護職員専門研修Ⅰ	道社協	札幌市	2日	介護職員	1名	
	サービス管理責任者研修	北海道	札幌市	3日	サービス管理責任者	2名	
	日胆地区老人福祉施設職員研究大会	日胆老施協	登別市	2日	相談員他	2名	
	職員共済会担当者研修	共済会	札幌市	1日	事務員	1名	
7月	社会福祉法人経営者セミナー	道経営協	札幌市	1日	理事長他	3名	
	福祉専門職のキャリアアップ研修	道社協	札幌市	2日	支援員	1名	
	福祉専門職のキャリアアップ研修	道社協	札幌市	2日	介護職員	1名	
	給食施設栄養士研修	苫小牧保健所	苫小牧市	1日	栄養士	2名	
	老人福祉施設研究発表会	道老施協	札幌市	1日	施設長	1名	
	北海道デイサービスセンター研究協議会	道デイ協	札幌市	2日	相談員	1名	
	看護師専門研修Ⅰ・Ⅱ	道社協	札幌市	1日	看護職員	1名	
	相談支援従事者研修	道知的協会	札幌市	2日	支援員	1名	
	北海道知的障がい関係支援員研修Ⅰ	道知的協会	札幌市	2日	支援員	1名	
	菌床シイタケ技術研修会	森産業	白老町	3日	支援員	1名	
	8月	介護支援専門員研修	北海道	札幌市	2日	介護職員	1名
		介護職員専門研修Ⅱ	道社協	札幌市	2日	介護職員	1名
		特定給食施設等運営管理者研修会	苫小牧保健所	苫小牧市	1日	施設長	1名
社会福祉施設ブロック研修会		道社協	札幌市	1日	施設長	1名	
福祉専門職のためのキャリアアップ研修		道社協	札幌市	2日	支援員	2名	
障がい者虐待防止研修		道知的協会	札幌市	1日	支援員	2名	
全道グループホーム等スタッフ研修会		道社協	未定	1日	世話人	1名	
9月	施設相談員専門研修A	道社協	札幌市	2日	相談員	1名	
	給食施設栄養士研修	苫小牧保健所	苫小牧市	1日	栄養士	1名	
	福祉専門職のためのキャリアアップ研修	道社協	札幌市	2日	介護職員	2名	
	施設従事者高齢者虐待防止研修会	道福祉士会	札幌市	1日	介護職員	2名	

計画月	研 修 名	主 催	開催地	日数	受講職種	人数
9月	日胆老人福祉施設直接処遇職員研修	日胆老施協	登別市	1日	介護職員	2名
10月	全道知的障がい関係職員研究大会	道知的協会	未定	2日	支援員	1名
	感染症対策研修会	北海道	未定	1日	世話人	1名
	人事管理研修会	道社協	札幌市	1日	施設長	3名
	アンガーマネジメント研修	道社協	札幌市	1日	支援員	2名
11月	リスクマネジメント研修会	道社協	札幌市	1日	介護職員	2名
	施設相談員専門研修B	道社協	札幌市	2日	支援員	1名
	施設長研修会	日胆老施協	登別市	1日	施設長	1名
	菌床シイタケ技術研修会	森産業	未定	2日	支援員	1名
	福祉施設シイタケ栽培研修会	森産業	未定	2日	支援員	1名
	通所ケアマネジメント研修	ディ協会	札幌市	1日	介護職員	1名
12月	介護認定調査員現任研修	北海道	苫小牧市	1日	介護職員	1名
	虐待防止・権利擁護管理者研修	北海道	札幌市	2日	施設長	2名
	日胆老施協施設長研修	日胆老施協	苫小牧市	2日	施設長	2名
	経営協職員研修	道経営協	札幌市	1日	施設長	2名
1月	幹部職員研修会	道知的協会	札幌市	2日	支援員	2名
	障がい者虐待防止・権利擁護研修	北海道	札幌市	2日	支援員	2名
	パン技術研修	道知的協会	札幌市	1日	支援員	1名
2月	老人福祉施設長セミナー	道老施協	札幌市	1日	施設長	1名
	社会福祉法人経営実務セミナー	道経営協	札幌市	1日	理事長他	2名
3月	全道施設長研修	道知的協会	札幌市	2日	施設長	2名
	介護ロボット研修	道社協	札幌市	1日	相談員	2名
	【法人内研修】					
	新任職員研修	本部事務局	訓練棟	1日	新任職員	
	中堅職員研修	〃	〃	1日	主任・係長	
	幹部職員研修	〃	〃	1日	管理職	
	外部講師による専門研修	〃	〃	2日	全職員	
	介護支援専門員受講試験対策研修	〃	〃	6日	受験対象者	
	職員倫理研修（各事業所）	各事業所	各事業所	2日	全職員	
	事業所内研修	各事業所	各事業所	月1回	全職員	
	【視察研修】					
	施設視察研修	本部事務局	未定	2日	管理職	
	役員視察研修	本部事務局	未定	2日	役員等	

VI 監事監査実施計画

平成30年度監事監査の実施計画について次のとおり定めて実施する。

(1) 第一四半期：6月

1. 平成29年度の事業運営及び決算監査
2. 平成29年度決算における財務状況の監査
3. 利用者預り金の監査
4. その他監事が必要と認める事項に係る監査

(2) 第二四半期：9月

1. 利用者処遇及び処遇方針等の監査（利用契約、介護及び支援計画、評価、会議の開催等）
2. 職員の研修、資格取得及び人員確保対策に係る監査
3. 非常災害及び危険防止等の監査（消防計画、避難訓練、避難路の確保等）
4. 利用者預り金の監査
5. その他監事が必要と認める事項に係る監査

(3) 第三四半期：12月

1. 平成30年度上半期終了時点の事業運営状況の監査
2. 平成30年度上半期終了時点の財務状況の監査
3. 利用者預り金の監査
4. その他監事が必要と認める事項に係る監査

(4) 第四四半期：3月

1. 利用者処遇及び処遇方針等の監査（利用契約、介護及び支援計画、評価、会議の開催等）
2. 職員の健康管理に係る監査（健康診断の実施、実施結果に伴う必要な指導等）
3. 経理処理に係る抽出による検証監査（予算執行、会計伝票等の起票、入金及び出金等）
4. 利用者預り金の監査
5. その他監事が必要と認める事項に係る監査

(5) 必要に応じて随時

1. 理事長及び常勤役員（本部事務局長及び施設長を含む）に変更があった場合の引き継ぎ状況の監査
2. その他監事が必要と認める事項に係る監査